

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 3 月 2 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、過去の住民監査請求に対する却下について、道路境界に関する自らの考えを述べ、「住民監査請求制度を用いたが、監査の不正の正体を図らずも見てしまった。却下は、この制度を根底から歪め、監査の信用を損なうもので、言語道断」と主張し、「審議の遣り直しを請求します。」と述べています。

しかし、東京地方裁判所昭和 52 年 4 月 26 日判決は、「監査委員が住民監査請求を不適法として却下した処分の取消しを求める趣旨を含むと解する余地があ」「るとしても、住民監査請求を不適法として却下する監査委員の応答は住民訴訟の対象事項たる地方公共団体の執行機関等の財務会計上の行為には該当しない」と判示しています。

したがって、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等を摘示したものとは認められません。

なお、請求人は、「別紙①黒色線内記事の審議を避けたことは明らか」とし「財産の取得に損害が出た」とも主張していますが、財産の取得については、「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和 7 年 11 月 18 日監監第 712 号）で通知しているとおり、地方自

（裏面あり）

治法において「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されているところ、1年を経過していることが明らかであり、1年を経過して請求が行われたことについて正当な理由を認めるに足る客観的事実もうかがえません。

つまり、請求人が怠る事実と主張する現状の境界標に関するものについては財務会計上の行為ではなく、財産の取得と主張する土地の取得については請求可能である期間を過ぎています。

請求人が財務会計上の行為又は怠る事実と主張する内容についての判断は、「住民監査請求に基づく監査について（通知）」（令和8年2月2日監監第900号）ほか10回を超える通知にて示したとおりです。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、平成30年度から10回を超える同趣旨の住民監査請求を提出していますが、請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。

なお、請求人は、これまでの監査委員からの通知が不当であると主張し、請求内容は、過去に提出した住民監査請求書のとおりであるとして審議のやり直しを求めています。監査委員の決定に不服がある場合には、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実について、通知があった日から30日以内に住民訴訟を提起することができることを申し添えます。